

担い手不在地域における地域計画策定支援事業業務委託仕様書

1 事業名

担い手不在地域における地域計画策定支援事業

2 業務の目的

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）が改正され、市町が、地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画（基盤法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）の策定を進めている。

市町、農業委員会等を対象に、担い手不在地域における地域の話合いの進め方等に関する研修会の開催や個別相談による助言・指導を業務委託することで地域計画の策定を支援する。

3 契約期間

契約を締結した日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務の内容

（1）研修会の開催

地域計画の策定に関する市町等向けの研修会を企画・開催すること。

ア 対象 市町、農業委員会、農地中間管理機構など関係機関

イ 場所 県農林事務所他

ウ 時間 2から3時間程度

エ 回数 2回を想定

オ 内容

回数	内容
1回目	・担い手不在地域における地域の話合いの進め方 ・事例紹介（他県等の事例）他
2回目	・担い手不在地域における新たな担い手確保の進め方 ・事例紹介（他県等の事例）他

（2）個別相談による助言・指導

地域計画の策定に関する市町等向けの個別相談会を企画・開催すること。

ア 対象 市町、農業委員会

- イ 場所 市町、農業委員会へ訪問を想定
※県と協議の上、web 会議システムでの実施も可
- ウ 回数 4市町×4回程度を想定（1市町/回あたり2時間程度）
- エ 内容 受託者は、希望する市町等へ講師等を派遣し、担い手不在農地における地域の話合いの進め方や、農業法人誘致など新たな担い手の確保の進め方について助言・指導を行う。

(3) 自由提案

(1)、(2)に定めるもののほか、本業務の遂行に資する業務があれば自由に提案可能とする。

5 成果物

研修会の個別相談の実施状況をまとめた業務報告書を提出すること。なお、業務報告書の様式は、県と協議の上、決定する。

6 その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、本業務内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために、定期的に県や関係者と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務を遂行するにあたり、受託者は、専門業者に発注した方が効果的に実施できる業務について、事前に県の承認を得て第三者に再委託できるものとする。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (3) 本業務又は付随する業務において、県及び受託者は静岡県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。万が一、個人情報の漏洩に伴い県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。なお、秘密保持は、業務完了後も有効に存続する
- (4) 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。
- (5) 本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、県に発生原因及び経過等を速やかに報告し、県の指示に従うこと。
- (6) 地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱（令和5年4月1日付け4経営第3105号農林水産事務次官依命通知、（以下「実施要綱」という。））第2の（3）都道府県推進事業として実施するため、実施要綱、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）に基づき適正に業務を執行すること。
- (7) 仕様書に記載のない事項又は仕様について生じた疑義については、県と協議の上、県の指示に従うこと。